

歴史的環境の保存と再生の系譜

木原啓吉

一——町並み保存への関心の高まり

歴史的環境の保全と再生を新しい地域づくり事業の柱にしようとする自治体が、近年、各地で見られるようになった。なかでも歴史的環境の表現体ともいべき地域の伝統的景観の保存、修復、さらに整備、創造のために、住民と自治体が協力して、知恵を出しあい、真剣に取り組んでいる姿は壮観といえるほどである。

全国各地で伝統的な町並みの保存と再生の運動に取り組んでいる「全国町並み保存連盟」は、昭和五十三年以来、毎年一回、住民、自治体関係者、研究者が参加して全国大会をひらいているが、この数年、年々参加者がふえ、昭和

六十二年八月、三重県松阪市で開かれた第一〇回大会には、全国から約五〇〇〇人が参加した。今年六月には沖縄県の竹富島で第一一回大会を開くことにしている。

参加する人々の数が増えただけではない。その顔ぶれの多彩になったことも注目すべきことである。名古屋市有松と愛知県足助町で開かれた第一回大会のときは、約二〇〇〇人で、ほとんどが町並み保存の住民運動に取り組んでいる人々と建築史や都市計画の研究者だったが、二回（滋賀県近江八幡市）、三回（北海道小樽市・函館市）、四回（香川県琴平町）、五回（東京都）、六回（大分県臼杵市）、七回（長野県大平宿）、八回（兵庫県竜野市）、九回（福島県会津

- 一——町並み保存への関心の高まり
- 二——明治以来四つの破壊の波
- 三——文化財保護法の成立
- 四——平城宮跡の保存運動
- 五——都市化の波のなかで
- 六——都市計画的手法の充実を

若松市・喜多方市）、一〇回（三重県松阪市）と回を重ねるごとに、自治体職員が急激に増えるとともに、文化庁、国土庁、建設省など中央官庁の担当職員、さらに市長や町長など自治体の首長が参加するようになった。一般の住民を中心に、建築史や都市計画などの研究者、それに自治体や中央官庁の関係者たちが一堂に会して、対等の立場で、のびのびと、それぞれの体験を語り、わが国の歴史的環境の保存と再生の方策について意見を述べあっている姿は感動的である。

このように文化財をはじめ、それを取りまく歴史的環境の保存問題が社会的に重視されるようになった背景には、人々が地域社会における

歴史的環境の重要性に気付きはじめたからである。すなわち住民達が地域の環境を破壊するものとして、公害から自然破壊へ、さらに歴史的環境の破壊へと危機感を拡大させ、環境を幅ひろくとらえて、その解決に立ち上がるようになったのである。このような過程を経て人々の環境観が拡大するとともに、ここに、わが国の風土に根ざしたアメニティの思想が形成されてきた。人々は、環境の文化的価値にめざめ、歴史的環境こそは、これからの地域づくりの基盤をなすものであることを自覚するようになった。

たとえば二〇年前までは、ほとんど人影も見られなかった過疎の町の長野県・木曾路の妻籠宿は、住民と自治体が協力して、崩壊寸前の伝統的町並みを修復することによって、近年、年間七〇万人もの人々が全国から訪れるようになった。こうした先駆的自治体の成功が、各地の自治体をして伝統的町並みの保存と再生事業の重要性を気付かせ、歴史的環境、なかんずく伝統的景観の整備のための行政が展開されるようになった。

環境の質を重んずるアメニティの思想が、国民のあいだに広がるとともに、自治体も国も歴史的環境対策の確立を迫られるようになってきた。ただここで留意すべきことは、町並み保存事業が、観光客をひきつける効果がある

という経済的観点からのみ、取り組まれるようなことがあつてはならないことである。かりにもそのような事態になれば、景観保存の仕事自体、やすっぽいものになり、ひいては、せつかくの歴史的環境をもだいなしにしてしまうだろう。すでに、これに類することも散見されるだけに、この事業にたずさわる人々は、住民、自治体関係者ともに、しっかりとアメニティの思想と歴史観をもつように心がけるべきである。

二——明治以来四つの破壊の波

そのためには歴史的環境にたいし、わが国ではこれまで如何に取り組まれてきたか、ということについて、明確な認識が必要である。歴史的環境の保存対策はまさに今日の事業である。それ故に、あらためてここに、歴史的環境保存の系譜についての歴史的考察を行うことが必要であると考える。そこで、明治以来のわが国の文化財保護行政の流れを振り返り、その伝統のうえにたつて、これからの歴史的環境の保存行政と運動は如何にあるべきか、ということについて考察してみたいと思う。

わが国では、明治以来、今日まで少なくとも四回にわたつて、文化財が破壊、消滅の危機に

直面してきたといえよう。そしてそのたびに、対策が模索され、時代とともに保存制度が整えられてきた。第一回の破壊の波は明治維新直後の混乱のなかで起こり、第二回は明治末から大正時代にかけての美術品の国外流出という形をとって現われた。そして第三回は第二次世界大戦の戦前、戦中、戦後にわたる混乱のなかで、第四回は高度成長経済政策に伴う巨大開発と都市化の波のなかで起こっている。このうち、いわゆる歴史的環境の破壊は第四の波のなかで表面化し、その対策が今や緊急のものとして求められるようになってきたのである。

これら四つの破壊の波に共通していることは、それぞれの時代の社会的激動のなかで、人々の歴史に対する価値観が大きく揺れ動いたときに起こっているということである。ここにその度重なる破壊の波と、これに立ち向かう保存対策の軌跡をたどってみよう。

第一回の破壊の危機は明治維新直後の旧物破壊の風潮のなかで起こった。維新政府は一八六八（明治元）年、祭政一致の方針をうちだし神仏分離令を布告した。それを契機にして各地で廃仏毀釈の波が起こり、仏像は焼かれ、経巻は破棄され、仏教関係の図書や器具が古物商の手にわたつた。奈良では天平の写経が荒縄でしばられ、古物商の店先で売られてしまった。奈良

の興福寺の五重塔も競売に付され、当時の金で二五円で落札されたという。買主は金具を得るため、これを解体しようとしたが、それには多額の費用と手数を要するので塔に火をつけ焼き払ったうえで、あとに残る金具を回収しようとした。これを聞いた近所の人々から、火の粉がとんで火事になっては大変だ、と抗議の声があり、中止になったといわれている（辻善之助著『日本文化史』第七巻）。鎌倉の大仏まであやうく溶かして地金にして売り払おうという計画がなされたほどだ。このことは当時の御雇外国人として来日していたドイツ人の医師ベルツの日記（岩波文庫『ベルツの日記』）に記録されている。こうした風潮を背景に政府は、わが国ではじめての文化財保護対策として「古器舊物保存方」という太政官布告を一八七一（明治四）年五月にだした。各地方ごとに寺や神社が所蔵している文化財についていかなるものがあるか、とどけることを義務づけた。同時にアメリカ人のフェノロサなどの忠告をうけて岡倉天心は京都や奈良など全国各地の古美術の調査をし、ヨーロッパの保存状況の調査ににかけている。当時、法隆寺や興福寺など奈良の寺はいずれも荒れ果てていたという。

文化財の二回目の破壊の危機は大正時代にやってくる。一九二一（大正一〇）年前後から美術品の国外流出が目だってきたのである。若狭の酒井家所蔵の絵巻物の名品「吉備大臣入唐絵詞」は美術倶楽部の入札で一八万六千円で売られた。大阪の古美術商を通じて転々としたあと、しばらくして行方がわからなくなったが、間もなくそれがアメリカのボストン美術館に納まっていることがわかって世間を驚かせた。「古社寺保存法」だけでは文字どおり神社やお寺の建物とそこに収蔵された宝物だけが対象になり、それ以外の個人や国、公共団体の持ち物にまでは保護の手が及ばない。そこで一九二九年（昭和四）年に「国宝保存法」が公布され、個人、公共団体、国の所有するものにまで保護の手が及ぶようになった。

しかし、それでも対策は十分ではなかった。今度は、「平治物語絵巻」の「三条殿焼討の巻」も同じくボストン美術館に流出したのである。これをきっかけに一九三三（昭和八）年四月「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が公布され、国宝にまだ指定されていないが、歴史の上または美術上とくに重要な価値があると認められるものも、政府の許可がなければ、輸出できないようにした。

こうした古建築、美術品にくらべ史跡や名勝そして天然記念物にたいする保存対策が遅れていることが、ようやく注目されるようになってきた。植物学者の三好学博士は、これらに対するドイツの保存行政が確立していることを力説し、それがもとになり貴族院でとりあげられ、一九一九（大正八）年四月に「史蹟名勝天然紀念物保存法」が公布された。このとき「人為ノ国宝」と並んで「天然ノ国宝」の保存がはかられようになったといわれた。

三回目の文化財の破壊の波は、第二次世界大戦の戦中と戦後の混乱期にやってきた。戦期中、東京帝室博物館の貴重な美術品はひそかに疎開がなされた。奈良、京都、鎌倉の古都はアメリカの美術学者ウォーナー博士の軍部への進言などで、米空軍の空襲目標からはずされて戦火をまぬかれたが、戦場になった沖縄や空襲や艦砲射撃をうけた全国の各都市で、貴重な文化財の被害が続出した。

当時、国宝（現行の国宝と重要文化財）に指定されていた建築物一七四五棟のうち二〇九棟が焼失した。主なものに名古屋城や東京の浅草寺本堂と五重塔、芝の徳川家霊廟、仙台城、大垣城、岡山城、和歌山城、広島城、首里城などがある。

戦後の社会の混乱、動揺は文化財の保存に憂慮すべき事態をもたらした。価値観の混乱と悪性インフレにより、人々は文化財に対する関心をもつ余裕がなかったといってもいいだろう。

そうしたなかで一九四九（昭和二十四）年一月二十六日早朝、衝撃的な事件が起こり国民を驚かせた。世界に誇るべき法隆寺金堂の壁画が失火で焼失したのである。つづいて同じ年の二月二十七日には愛媛県の松山城が、同年六月五日には北海道松前郡の福山城が、あくる一九五〇（昭和二十五）年二月十二日には千葉県印旛郡の長楽寺本堂が焼失した。そしてこの年七月二日には京都の鹿苑寺金閣が放火により焼失した。

法隆寺金堂の壁画が焼けてからわずか二年のあいだに、国宝建造物が五件も壊されたことは、当時、いかに人心が混乱し、文化財の保護対策が放置されていたかを示すものといえよう。敗戦後の混乱の中で、生活に追われていた国民は、あらためて、事態の重大さに気付かされたのである。

三——文化財保護法の成立

この事態を深刻に受け止めた人のひとりに作家の山本有三氏がいる。「真実一路」「路傍の石」などの作品を書いた氏は、そのとき参議院緑風会に属する議員だった。参議院文部委員会委員長として同じく参議院議員だった田中耕太郎氏らとともに「文化財保護法」の議員立法

に奔走し、一九五〇（昭和二十五）年五月三十日に公布させた。ここにそれまでの「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」「史蹟名勝天然紀念物保存法」の三つの法律を統合し、文化財保護行政に関する総合的な基本法が成立した。

この法律は文化財の概念を拡大し、保護の対象を飛躍的に広げた。建造物や絵画、彫刻などのような「有形文化財」や史跡、名勝、天然記念物などの「記念物」にくわえて、人間国宝といわれる「無形文化財」や衣食住、年中行事、民俗芸能などいわゆる「民俗資料」までカバーする画期的な文化財概念を国民のまえに提示した。またこの法律は文化について広い識見を持っている人々のなかから国会の両院の同意をえて文部大臣が任命した五人の委員で構成する文化財保護委員会の独自の判断で保護行政を進めることにした。しかし、この独立した行政委員会はその後、一九六八（昭和四十三）年六月十五日に行政簡素化のためとして現行の文化庁の文化財保護部に格下げされた。独立の行政委員会から直接、文部大臣の指揮をうける部局になったのである。なぜこのことを特に問題にするかというと、第二次世界大戦の前から、文化財を指定する際に、そのときの政府の意向をうけて、皇国史観による政治的な歪みが見られたか

らだ。こうしたことを繰り返さないために、そのときの政権党の意向を断ちきり、純粹に学問的かつ芸術的基準で文化財の指定がなされることを期して、アメリカの独立した行政委員会の制度にならってスタートしたものであった。

ところで文化財の破壊の第四の波は、一九六〇（昭和三十五）年ごろから始まった高度経済成長政策による巨大開発と都市化の時代のなかで押し寄せてきた。それは日本列島のほとんど全域におよび、その規模の大きさ、期間の長さという点で、先行する明治以来の三つの破壊の波のいずれよりも、はるかに上回る巨大な波である。そして、安定経済成長の時期になった今も、その波は逆巻いているのである。

第四の波の特徴は、その規模が巨大なため、個々の文化財を破壊するだけではなく、その周辺を含めた、地域的なひろがりがある、まさに歴史的環境を破壊するという点にある。いわば「点」から「面」へと破壊の対象が拡大してきたのである。これにしたがって対策の方も「点的保存」から「面的保存」へ、すなわち「文化財保護」から「歴史的環境」の保護へと変革をとげるようになった。

四——平城宮跡の保存運動

このような時代の変化を明確な形で国民に提示したのが、一九六二（昭和三十七）年二月に表面化した奈良の平城宮跡の保存問題である。

一一〇〇年も前の奈良の都である平城京は、朝鮮半島の慶州などとともに中国の唐の都、長安にならってつくられた都城で、その遺跡は世界的な文化財とされている。その平城京の中心部

の、かつて大極殿や朝堂院が建ち並んだ政治・行政の中心地、平城宮跡は、長いあいだ田園の下に埋もれたまま保存されてきた。長安や慶州はすでにほとんど都市化しているのに対し、わが国の平城宮跡は、自然の条件に恵まれたこともあって地中で見事に保存されてきたといえよう。ところが、その遺跡の一面に、一九六一

（昭和三十六）年の秋、近畿日本鉄道が検車区の建設を計画したのである。近鉄は、奈良県教育委員会をつうじて国の文化財保護委員会に工事の着工の届け出を出した。文化財保護法によれば「周知の遺跡」があるところで工事をするときは、工事責任者は事前に文化財保護委員会に届けなければならない。これにたいし文化財保護委員会は「現地は平城宮跡の一面にあり周知の遺跡であるが、私有地であり、まだ特別史跡に指定していない地区である。宮跡全体を買い上げて公有化するには多大の国家資金を要し、今のところ検車区の建設予定地を特別史跡

に追加指定する考えはない」として「工事に着手してもさしつかえない」との回答の手續きをとった。この回答によって、わが国政府は、世界に誇るべき、そして遺跡のなかの遺跡ともいふべき平城宮跡の破壊を認めようとしたことは、まぎれもない事実である。

このことが明らかになると、住民をはじめ各地の考古学者、歴史学者、建築史の研究者らが、保存のために立ち上がり「平城宮跡を守る会」を結成した。四万人の署名を集めて、国会に提出した。国会は与野党一致してこの問題を取り上げ、同年三月十九日には衆議院文教委員会で、公聴会がひらかれた。保存運動は日増しに高まり、ついに当時の池田内閣は、平城宮跡全域を買い上げることを選んだのである。現地では今も発掘が進められ、現在は世界的な埋蔵文化財研究のセンターになっている。

わが国の歴史的環境を守る運動で、これほど広範な人々が参加した運動はかつてなかったといつていいだろう。「世界的遺跡である平城宮跡が守れなかつたら、全国各地で行われている開発工事による遺跡の破壊を、どうして防ぐことができるか」という危機意識が人々のあいだに広くゆきわたっていたからであろう。この住民と研究者たちの保存運動は、高度経済成長政策のもとで開発行政に押しまくられていた

文化保護行政について、国民に危機感を抱かせることになった。文化財破壊の第四の波はこうして、巻き起こってきたのだが、このことはまたひろく国民に、自分たちが保護運動に立ち上がらなければ、平城宮跡のような第一級の遺跡ですら、この国では守りえないことを自覚させることになった。さらに、このまま手をこまねいていたら、国土の歴史的環境は近い将来、壊滅的な打撃をうけるに違いない、という焦燥感をいだかせた。公害や自然破壊に対して、まず最初に住民が危機を見抜いて運動を起こし、つづいて自治体が立ち上がり、国に対策を迫ったように、歴史的環境の保存もまた、住民が立ち上がらなければ守れないことを国民に痛感させることになった。

平城宮跡の保存運動の盛り上がりは、その後、奈良県の藤原宮跡や大阪市の難波宮跡の保存運動へと引き継がれていった。このように都市開発事業と歴史的環境の保存との衝突は、その後も、各地で発生した。ようやく国も「面的保存」の重要性と緊急性に気付き、六〇年代後半から福岡県の太宰府跡や東北経営の拠点であった宮城県の大賀城跡についても調査と保存、整備の作業が開始された。

五——都市化の波のなかで

田園の地下にのこっていた埋蔵文化財についてすら、このような保存運動が必要だったのだから、都市の真ん中にある明治、大正の建造物の保存となると、さらに難しくなるのは当然のことである。東京や大阪などのような都市化現象の激しいところで、しかも都心部となると、保存はほとんど絶望に近い。しかしそれでも歴史的環境の保存運動は粘り強く続けられた。たとえば東京・丸の内ビジネス街にただひとつのこっていた赤レンガの建物「三菱旧一号館」も

再開発事業のため一九六八（昭和四十三）年に解体された。明治二十八年に御雇外国人の英国人ジョナサン・コンドルが設計した文明開化の息吹を感じさせる建物だった。東大名誉教授で全国歴史的風土保存連盟の会長の太田博太郎氏は当時、つぎのように述べている。「現在、室町時代の建物は全国に四〇〇棟も文化財に指定されて残っている。それに対して明治という、わが国が近代国家に踏み出した重要な時代を体現する建物は、このまますすむと数えるほどしか残らなくなる」。

これと前後して東京・港区霊南坂の旧枢密院議長公邸や伊豆の下田小学校校舎など明治の洋風建築は次々に解体されていった。一方、これを惜しむ声が高まり、一九六六（昭和四十一）年一月の閣議で解体が決まっていた東京・北の

丸公園にある旧近衛師団司令部の赤レンガの建物は、その取り壊しが一九七二（昭和四十七）年九月の閣議であらためて中止され、今では東京国立近代美術館分館の工芸館として再生されている。

もうひとつ、ここで見のがしてはならないのは、東京・日比谷にあった帝国ホテルの旧館である。三菱旧一号館の解体の直前に解体され、新館が建てられた。これは世界的に有名なフランク・ライトの代表的作品で、国際的評価の高い文化財的建物だった。当時、建築家や研究者たちは「帝国ホテルを守る会」をつくり、保存を訴えたが、建物の老朽化と土地の効率的利用を主張するホテル側は、これを受け入れることを拒み、遂に解体されてしまった。参考までに、ライトが、日本で設計した建物は帝国ホテルの支配人だった林氏邸宅（東京・駒沢）、福原邸（箱根）、旧山邑邸（芦屋市）、自由学園校舎（東京・西池袋）がある。このうち今残っているのは旧山邑邸と自由学園の校舎だけで、現在、自由学園校舎は老朽化のため修理して保存するための住民運動が起こっている。明治建築や大正建築を守るために、日本建築学会は一九六二（昭和三十七）年から全国調査をして一万件を越すリストを作成、これが保存活動に大きく役立った。

六——都市計画的手法の充実を

「点としての文化財」から「面としての歴史的環境」へ、保存、再生の対象が拡大したことは、もちろん、わが国だけに限った現象ではない。それどころかヨーロッパの諸国では第二次大戦後、いち早くこの問題と取り組んできた。フランスでは一九六二年に「歴史的街区保存法」を制定しパリのマレー地区をはじめ全国四五都市四六地区で保存的再開発に取り組んでいる。イギリスでも一九六七年に「シビック・アメニティ法」を制定し、全国二〇〇〇地区を「保存地区」に指定して保存的再開発をすすめている。そして、これら二つの法律はいずれもこのほど都市計画法と合体した。このことは、都市計画事業を進めるにあたっては、もはや歴史的環境の価値を無視しては、進められないことを、法的に明らかにしたものといえよう。

このような保存的再開発の思想は国際的にも、合意を獲得するようになってきた。ユネスコはたびたび国際勧告を公表し、そのなかで、歴史的環境の保存と再生が、如何に大切かということを、強調してきている。

いっぽう、わが国でも、冒頭に述べた「全国町並み保存連盟」など歴史的町並みの保存と再生を訴える住民運動が、盛んになってきた。そ

してこれらの運動が、いまや、地域づくりの中心的な運動のひとつにまで成長してきた。こうした国内と国外の刺激に対応して、国も、一九七五（昭和五十）年に文化財保護法を改正し、あらたに歴史的町並みを、「伝統的建造物群保存地区」として選定し、町並みの調査や修復に補助金を出すことにし、既に全国で二三市町村二六地区を選定している。

しかしわが国では未だ、イギリスやフランスなどのように、歴史地区を都市計画的に保存的再開発をするところまで、法的整備はなされていない。わずかに一九七七（昭和五十二）年から建設省と文化庁が協力して、奈良県にある中世都市今井町をケースに歴史的環境と都市計画事業の関係について研究を始めた。これをうけて建設省は武家屋敷のある秋田県角館町と酒蔵のならば京都市伏見、異人館が散在している神戸市北野地区にたいし「歴史的市街地保全整備計画調査」を行った。さらに建設省は歴史的に由緒のある道筋の案内板、街路樹、歩道などを取り組む「歴史的道筋整備事業」や歴史地区を

保存するためバイパスの建設と旧道の整備をする「歴史地区環境整備街路事業」なども実施している。

また環境庁は、歴史的環境や自然環境の豊かなアメニティに富んだ地域づくりを総合的にすすめるために、一九八四（昭和五十九）年からこのような施策に強い関心を持っている市町村にたいし、「快適環境整備計画」通称「アメニティ・タウン計画」を策定することに対して、助成を行った。そのためすでに、高山市など六〇カ所の市町村を「アメニティ・タウン」とよんで助成をしてきた。また環境庁は歴史的環境など環境を活用するうえで配慮することが望ましい事項をあきらかにした「環境利用ガイド」づくりも行った。

また建設省は一九八〇（昭和五十五）年に都市計画法と建築基準法を改正して、「地区計画」の整備方針をうちだした。住民の合意をえて身近な生活道路や公園の配置、個々の敷地の大きさや建築物の基準まで細かく決めることができるようになった。しかし、まだ全体的にみて、

地域の歴史的環境に対し、都市計画事業として、その保全・再生策をすすめるところまでには法的手続きは整備されていない。フランスやイギリスにみられるように、それを、いつ、どのような形で実施するか、まだ方向がうちだされていない。それには現行の都市計画法を改正し、「風致地区」などとならんで、あらたに「歴史地区」の地区指定を行い、集中的な対策がとられるべきではなからうか。それが実現するかどうかは、歴史的環境の価値に目覚めた住民と自治体のこれからの活動如何にかかっているといえよう。明治から現在まで、時代の流れを追いながら、歴史的環境が、わが国で、いかに考えられ、対策がとられてきたか、それを四つの波に分けて述べた。これらの波に対し、それぞれの時代に、住民と自治体が、いかに苦勞し、難関を乗り越えてきたか、ということ明らかにすることにより、これからの歴史的環境の保存と再生の運動の展望を知る手掛かりが得られるものと考ええるからである。

△千葉大学教授▽